

青森市立浪岡中学校部活動に係る活動方針

令和3年4月1日
青森市立浪岡中学校

はじめに

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動を通して、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を図っていく。
- 全職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、保護者にも活動内容を十分理解してもらい、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- 本活動方針は、運動部活動及び文化部活動を含めた全部活動の活動方針である。

1 適切な運営のための体制整備

- ア 毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 児童生徒や教職員の数等を踏まえ、指導内容の充実、児童生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、以下の部活動を設置する。

運動部	野球部 サッカー部 ソフトボール部 ソフトテニス部 剣道部 陸上競技部 バドミントン部 バasketボール部 卓球部 バレーボール部（女子）
文化部	吹奏楽部 情報科学部 美術家庭部 ボランティア部
特設	水泳部

*なお、水泳部においては、現在2年生1名が外部での活動を行っている。

中体連夏季大会・中体連秋季大会のみ学校引率とする。

- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

- ア 週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（長期休業中も同様）
 - ・平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- イ 毎週月曜日の定時退下日は部活動休止日とする。
- ウ 週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- エ 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。以下の期間は休養期間（オフシーズン）とする。

学校閉庁日	8月13日～15日	年末年始休業	12月29日～1月3日
-------	-----------	--------	-------------

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（週休日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 主要な大会等の活動について

中学校体育連盟が主催する大会や文化部の連盟等が主催する主要な大会等に向けた活動においては、重点的に取り組む時期であるが、過度な負担とならないよう配慮すること。また、別の日に休養日を設けるなど、十分な休養が確保できるよう留意すること。

3 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会、コンクール等を精査する。

4 運営上の留意点

(1) 各部の活動については、「マナーを守って Powerful 部活動」（※やまなみノート **P28・29** 参照）の内容について、十分共通理解を図って行う。

(2) 入部・退部について

ア 部活動に加入することを推奨するが、外部で活動を行っている場合等は、その限りではない。
入・退部については、入・退部届により、保護者の承諾を得る。

(3) 外部指導者の活用について

ア 外部指導者の協力を得る場合は、学校全体の目標や方針について、外部指導者の理解を得るとともに、顧問の教員と相互に情報を共有する。

5 その他

(1) 適切な指導について

ア 科学的なトレーニングや合理的な指導方法を積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法を工夫する。
イ 顧問は、活動場所や施設、用具などの安全管理とともに、部員の健康管理及び事故防止と安全指導を行う。
ウ いかなる理由があっても、部活動の指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備について

ア 学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための部活動環境の充実を支援するパートナーという考えの下、部活動の取組について、地域と保護者の理解と協力を促す。